ダイナソーエクスプレス

令和２年５月1日
川畑会計事務所&㈲カム ダイナミックス
E-mail　kawabatakam@nifty.com

新型コロナウィルス感染症の影響を受けられている事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症拡大で、皆様には様々な不安が生じていることと思います。

今、新型コロナウイルスの影響に対し、行政から、中小企業・個人事業主対策として様々な施策が講じられおり、ぜひ皆様にもご活用いただきたいと思っております。

そこで、現段階で発表されている施策のうち、一部のものをお知らせいたします。

ただ、施策自体が日々、変更・拡充が行われており、ネットなどを通じて情報が錯綜している状況かと思われますので、最新のものは行政のホームページなどでご確認ください。

◆持続化給付金（経済産業省）◆

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者全般に対して、広く使える給付金

・給付額

法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

・売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）　－　（前年同月比▲50％月の売上×12ヶ月）

（給付対象の主な要件）　※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

１．新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50％以上減少している事業者

２．2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者

３．法人の場合は、以下の①又は②である事業者

①資本金の額又は出資の総額が10億円未満

②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません

◆持続化給付金（大阪府）◆

感染症拡大に伴う緊急事態措置により、大阪府から施設の使用制限による休業要請等を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業・個人事業主を対象にした給付金

・支給額

中 小 企 業　100万円（府と市町村で1/2ずつ負担）

個人事業主　　50万円（府と市町村で1/2ずつ負担）

・対象要件

下記の３つの要件を全て満たす中小企業・個人事業主が対象

１．大阪府内に主たる事業所を有していること

２．大阪府の「施設の使用制限の要請等」を受け、令和２年４月２１日から５月６日までの全ての期間において、支援金の対象となる施設を全面的に休業する、当該施設の運営事業者であること。（食事提供施設の運営事業者は、営業時間を午前５時から午後８時までの間へと短縮する等の協力を行った場合のみ）

３．令和２年４月の売上が前年同月対比で５０％以上減少していること

（注）

・施設の使用制限の要請等の対象となる施設については、大阪府のHP「緊急事態措置について」に掲載

・府の要請等の対象となる施設について、その運営を行う事業者を対象

・休業要請等をしたにも関わらず、休業等をしなかった事業者は対象外

・令和２年３月３１日以前に開業しており、営業実態のある事業者が対象（令和元年の確定申告書の写し等で確認予定）

・支援金の交付は１事業者につき１度

・申請期間

令和２年４月２７日（月曜日）から同年５月３１日（日曜日）まで　（当日消印有効）

◆資金繰り支援（経済産業省）◆

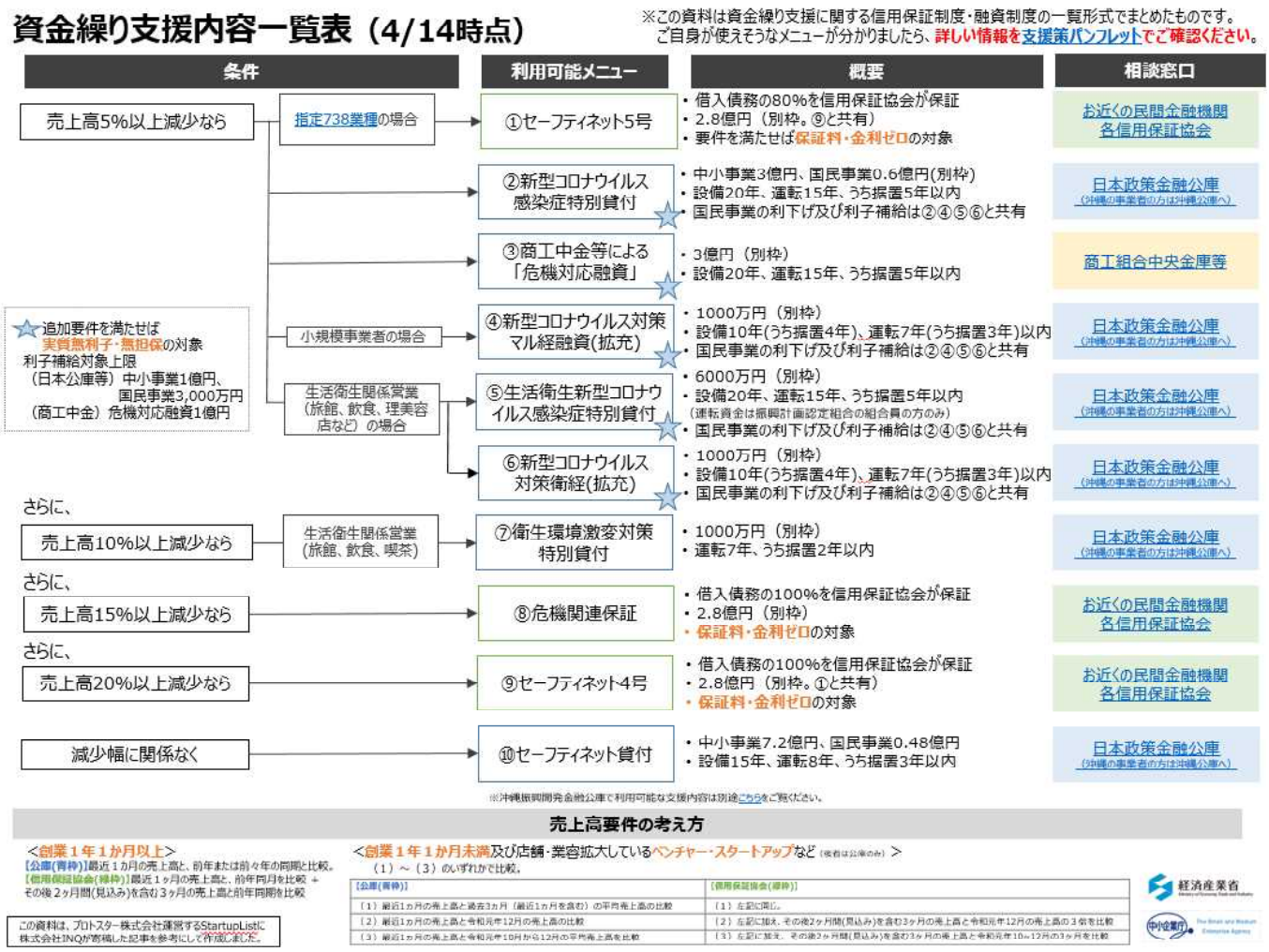

ダイナソーエクスプレス　R2.5.1

◆雇用調整助成金（厚生労働省）◆

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金　　経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置 **緊急対応期間** （**4月1日から6月30日まで**） 感染拡大防止のため、この期間中は、**全国で**以下の特例措置を実施
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指標要件　3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和 （1か月５%以上低下）
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める
助成率　2/3（中小）、1/2（大企業）	4/5(中小)、2/3(大企業) （解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業））
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める（1月24日～6月30日まで）
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
６か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数　１年100日、３年150日	同左＋上記対象期間
短時間一斉休業のみ 休業規模要件　1/20(中小)、1/15(大企業)	短時間休業の要件を緩和 併せて、休業規模要件を緩和（1/40(中小)、1/30(大企業)）
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率2/3(中小)、1/2(大企業)　加算額1,200円	4/5(中小)、2/3(大企業) （解雇等を行わない場合9/10（中小）、3/4（大企業）） 加算額　2,400円(中小)、1,800円（大企業）

上記の支援策等で、活用できるものがあれば、是非活用して頂きたいと思います。
申請期限のあるものがありますので、ご注意ください。

ダイナソーエクスプレス　R2.5.1